

【プロジェクト情報】

- 国名：ミャンマー
- 事業名：人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト（技術協力プロジェクト）
- 協力期間：2012年から2015年
- 相手国機関：人身取引対策中央委員会

- 国名：タイ
- 事業名：人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト（技術協力プロジェクト）
- 協力期間：2009年から2014年
- 相手国機関：社会開発人間安全保障省

- 国名：ベトナム
- 事業名：人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト（技術協力プロジェクト）
- 協力期間：2012年から2015年
- 相手国機関：労働傷病兵社会省



1. プロジェクトの背景

タイ、ミャンマー、ベトナムを含むメコン川流域地域では、近年の経済のグローバル化に伴い、経済開発の負の影響として、国家間の経済格差や国内の都市と農村部の貧富の格差が拡大し、国内外の労働移動や組織犯罪の広がりとともに、人身取引という国境を越えた課題が深刻化しています。

人身取引の主な被害者は女性と子どもであり、犯罪や人権の知識や情報がなく、経済的に困窮している人々や社会的に迫害されている人々が被害にあっています。また、タイ、ミャンマー、ベトナムのいずれの国においても、伝統的に女性は自分を犠牲にしてでも家族を支えることを期待され、それが人身取引に巻き込まれやすい状況を生み出しています。さらに、人身取引の結果、性的搾取や強制結婚の被害にあった女性の多くは、自分の国に帰還しても出身地の地域社会に受け入れられることが難しく、社会的にも経済的にも非常に困難な生活を送らざるをえません。

人身取引においては、タイは、日本、中近東、欧米などへ人を送り出す「送出国」であり、タイ以外の国からタイを経由し第三国に移送する「経由国」であると同時に、ラオスやミャンマーなど周辺国からの被害者の「受入国」でもあります。一方、ミャンマーとベトナムは、主に被害者の「送出国」と認識されています。2015年に予定されているASEAN 経済共同体の発足に向けて、国境を越えた人身取引が拡大する懸念があり、対策の強化が求められています。

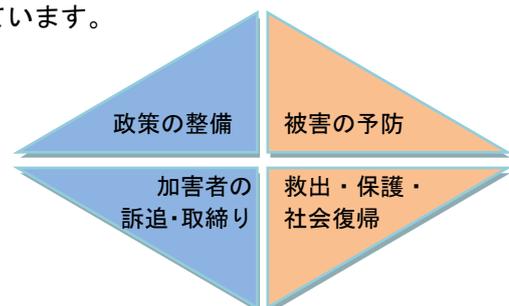
人身取引とは

人身取引とは、暴行、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段で、弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させ、搾取することです。搾取には、性的搾取だけでなく、強制労働や臓器摘出などもあります。そのため被害者は女性だけでなく、男性や子どもも含まれます。人身取引は、多くの場合非合法的なルートを通じて行われるため正確な数字はわかりませんが、国際労働機関（ILO）は、労働や性的搾取のための人身取引を含む強制労働の被害者は世界中で常時 2,090 万人いると推計しており*、その50%以上をアジア太平洋地域が占めています。

出典：ILO (2012), ILO Global Estimate of Forced Labour
*この数字には臓器摘出や強制結婚のための人身取引は含まれない。

2. 人身取引対策の枠組み

人身取引対策には、「被害の予防」、「被害者の救出と保護、社会復帰」、「加害者の訴追と取締り」、「人身取引に関する政策の整備」という4つの柱があります。JICAは、タイ、ミャンマー、ベトナムで、主に「被害者の救出と保護、社会復帰」および「被害の予防」の分野での支援をしています。



3. プロジェクトの取り組み

タイ「人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト」

タイ政府は、人身取引被害者の救出や保護、社会復帰支援を行うにあたり、警察や検察、弁護士、ソーシャルワーカー、NGOなどが連携して包括的に取り組むための「多分野協働チーム(MDT: Multi-Disciplinary Team)」アプローチを採用しています。このプロジェクトは、MDTの機能が強化され、人身取引被害者に対する効果的な保護や自立支援がなされることを目的として実施されました。

タイは周辺国からの人身取引被害者の受入国であるとともに、タイ人が外国で被害に遭う送出国でもあります。タイ国内で保護される外国籍の被害者と海外から帰国したタイ人被害者の保護を行うMDTメンバーが、法的支援や心身の回復の支援、自立のための支援を効果的に実施できるよう、ケースマネジメントやカウンセリング、ジェンダーに関する研修を行いました。その結果、研修参加者の多くが、被害者の意思を尊重した被害者中心主義の視点に立った支援を行えるようになりました。また、そのことにより、被害者の信頼を得られるようになったことで、被害者から情報を得やすくなり、適切な支援を提供することが可能となったとの声が聞かれました。

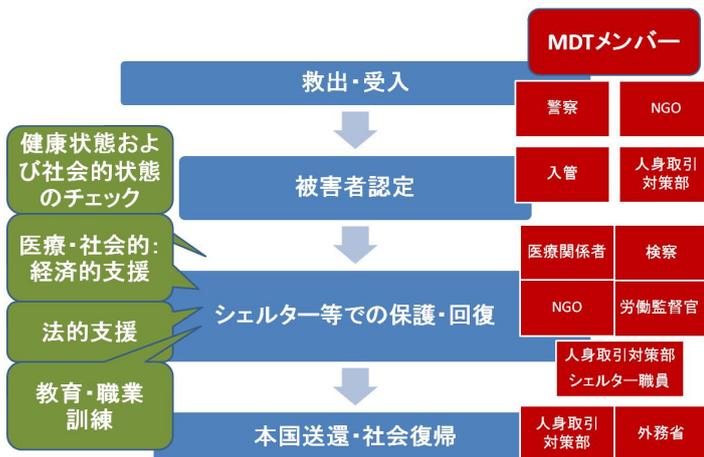
ミャンマー「人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト」

5か国と国境を接するミャンマーでは、タイと中国が主な受入国となり、強制結婚、性産業のみならず工場作業等の労働力確保を目的とした人身取引被害が増加しています。ミャンマーには保護シェルターを中心とした被害者への帰還支援制度がありますが、関係者の保護シェルター運営や被害者保護に関する能力は十分ではなく、また、関係機関の連携も十分機能していません。このプロジェクトは、人身取引被害者支援にかかわる関係者の能力の強化を図り、人身取引被害者の保護や自立に向けた取り組みが改善されることを目指しています。



ミャンマーでの研修風景

タイにおける保護の過程とMDTの役割



ベトナム「人身取引対策ホットラインにかかる体制整備プロジェクト」

ベトナムでは、近年、国境を越えた労働移動や国際結婚を目的とした海外移民の増加に伴い、海外での仕事を紹介する仲介業者や知人に騙されて人身取引の被害者になってしまうケースが多発しています。人身取引被害を未然に防ぐために、人身取引や安全な移住に特化したカウンセリングや情報提供等の予防策強化の必要性が高まっていますが、現状では包括的な情報やサービスを持続的に提供できる公的機関はありません。そこで、ベトナム労働傷病兵社会省が2004年から運営している子どもの相談ホットライン（チャイルドヘルプライン）の機能を拡大し、人身取引の予防と被害者の社会復帰支援のためのホットラインの運営体制整備を目指してプロジェクトを実施しています。

女性や女兒が人身取引の被害者になりやすい社会の状況や、被害者の中でも男性と女性、また女性の中でも強制労働の被害者と性的搾取の被害者とでは必要とする支援が違ふ可能性があることなどを理解し、被害者に寄り添った支援をすることは、人身取引対策でとても重要なことです。被害に遭った女性たちが傷ついた心身を癒し、自立して生活再建できるよう、そして、被害者を一人でも減らすことができるよう、人身取引対策のさらなる強化が求められています。